

第1章 後期計画策定の背景

（1）次世代育成支援対策推進行動計画とは

平成15年7月、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるために「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、国、地方公共団体、事業主および国民の責務を明らかにし、地方公共団体に対しては市町村行動計画および都道府県行動計画を、また301人以上（平成23年4月以降は101人以上）の従業員のいる企業に対しては、「一般事業主行動計画」の策定を義務付けるものです。

（2）前期計画が目指したもの

これらの動きと共に、前期計画の背景には、核家族化や少子化の進行、それに伴う子どもどうしのふれあいやコミュニケーションの希薄化と家庭の子育て力の低下、さらにはいじめや虐待の顕在化といった社会環境を背景として、子育てしやすい環境の充実が大きな課題となっていました。

こうした状況を踏まえ、品川区は前期計画で「子どもが、人を、地域をつなぎ、子育ての楽しさを広げる都市 品川」を基本理念に掲げ、「子育ての第一義的責任は親にある」ことを前提に、各世代が支援する子育て環境の向上を図るため、以下の3つの基本方針を定めました。

安心して子どもを 生み育てることができる環境づくり

子育てに喜びや楽しさを感じ、安心して子どもを生み育てることができる環境や男女が共に子育てと仕事を両立できる環境の整備、子育てについての相談体制の整備等を進める。

子どもが明るくのびのび成長できる 環境づくり

ゆとりある教育、遊び、あるいは様々な体験や交流を通して豊かな人間関係、自立や社会性を伸ばすことができるよう、子どもの最善の利益を守ることを基本に、子どもがのびのびと成長していける環境の整備等を進める。

子育てと子どもの成長を社会全体が協力し、 応援する環境づくり

子育て・子育て環境の整備に向けて社会全体が協力し、支援していくため、家庭はもとより、地域社会、学校、団体、事業所、行政等が連携を保ち、それぞれの役割を果たしながら協力し、子育てを支援する環境の整備を進める。

（3）前期計画の成果

前期計画で行った取り組みの成果を、前述の3つの基本方針ごとにまとめると、以下のとおりです。

①基本方針 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本目標	取り組みの成果
1. 安心できる出産と健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期からの子育て支援として、国の助成制度では対象とならない一般不妊治療や妊婦健診（超音波検査）、里帰り健診、任意予防接種について助成して経済的負担を軽減しています。 ●休日および平日夜間に加え、平成19年からは土曜日夜間の小児応急診療を実施し年間を通じて子どもに対する医療を確保するなど、安心して子育てできる環境を整備しています。 ●育児不安の軽減や安心感のある子育てのために、「すくすく赤ちゃん訪問事業」では、すべての生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を対象に職員が訪問し情報提供をする等、相談・助言を継続的に行っています。
2. 要支援児童への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●保護を要する児童の早期発見と家庭への支援のために、子育て支援センターや「こども家庭あんしんねっと協議会」の充実を図っています。 ●発達の遅れや障害について、乳幼児健診等での早期発見に努めると共に、社会福祉法人への委託やNPO法人との連携により、専門相談や療育体制を充実し自立した社会生活を送れるように支援しています。
3. 安心して働ける子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ●就労形態の多様化に対応した短時間保育室の開設や、職場復帰の前提となる育児休業後の保育園への入園予約や、0歳から就学前まで一貫した教育・保育を行う幼保一元化の推進など、仕事と子育ての両立支援の充実を目指した事業の拡充を図ると共に、在宅子育て家庭との連携支援も推進しています。 ●中小企業の人材確保と働きやすい環境づくりをサポートすることを目的とし、ワーク・ライフ・バランス支援事業、融資あっ旋事業を実施しています。

②基本方針 子どもが明るくのびのび成長できる環境づくり

基本目標	取り組みの成果
1. 子どもの心を育てる教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●品川の教育改革「プラン21」に基づき、すべての区立小中学校において小中一貫教育を導入しています。その中で、習熟度別学習、ステップアップ学習、市民科や小学校における英語科などの導入により、子ども一人ひとりに適した学び方で学力を伸ばし自らの生き方を拓く力を育てています。また平成21年度より区固有教員を任用し、より一層の教育の充実を目指しています。 ●心身に障害のある児童・生徒だけでなく、LD・ADHD・高機能自閉症を含めて特別支援を要する児童・生徒に対して、スクールカウンセラー等と協力し適切な教育や指導を推進しています。
2. 子どもの豊かな遊びと体験機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、児童が安全に自由に過ごせる場所として全小学校に開設している「すまいるスクール」は、児童全体の7割以上が登録しており、地域のボランティア、PTAの協力を得ながら多彩な事業を行っています。 ●中高生の活動拠点として児童センターのうち9カ所を「ティーンズプラザ」として整備し、スポーツや地域活動への支援を行っています。
3. 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校PTAが主体で地域住民と協力し、登下校時間帯に合わせて子どもを見守る「83運動」を実施するなど、地域ぐるみで子どもの安全を確保しています。 ●全児童が「まもるっち」を携帯し、緊急発報時には学校関係者、保護者、地域の協力者および生活安全サポート隊による防犯ネットワークにより、子どもの安全を確保しています。

③基本方針 子育てと子どもの成長を社会全体が協力し、応援する環境づくり

基本目標	取り組みの成果
1. 地域における子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 区独自の児童手当や子どもすこやか医療費助成等、安心して子育てができるよう経済的な支援を充実し、負担の軽減を図っています。 ● 親として必要な情報の提供や、親どうしの交流を図り、親としての成長を手助けし、子育ての精神的な負担を軽減します。また次世代の親として体験する機会を設けるなど、総合的な「親育ち」を支援しています。
2. 地域の子育て力を高める環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の資源を生かして子育て支援拠点を整備するため、商店街の空き店舗を活用して平成 18 年度に開設された「子育て交流ルーム」の運営を支援しています。 ● 区内で 2 ヶ所目となるファミリー・サポート・センターを平成 19 年度に開設し、子育ての援助をしてもらいたい方（依頼会員）と援助をしたい方（提供会員）を結ぶ会員制の育児支援ネットワークの拠点を設け、地域の中でお互いが助け合いながら子育てできる環境を支援しています。 ● 地域住民や児童センター利用者に働きかけ、子育て支援ボランティアを育成しています。